

## 近世京都商人の別家制度 (一)

足立政男

### 一 別家制度

#### 二 京都商人における別家の設立

#### 三 京都商人における別家設立の規定

#### 四 本・別家間並びに別家相互間の交際規定

#### 五 本家に対する別家の義務

#### 六 本・別家間における主従関係

#### 七 本家に対する別家の権限

(以上本号)

#### 八 别家の家業に対する別家の経営管理

##### (1) 別家の本家家業経営における管理権限

##### (2) 本家の内部的危機における別家の存在価値

##### (3) 本家の外部的危機における別家の存在価値

##### (4) 本家の別家後における恩愛と致富

##### (5) 本家の別家に対する恩愛と生活援助

##### (6) 通勤別家の定年制と老後の保証

##### (7) 別家間の相互扶助

## 一 別家制度

商家の別家制度については、中世に於いて武人が家来や後輩の子を実子同様に養育して所領を分与する習慣が盛んであったが、この様に非血縁者を大家族的に包容する精神は江戸時代の町家にまで引きつがれて示現し、別家制度となつたのである。<sup>(1)</sup>これは擬制的血縁の顯著な一例であり、都市における同族集団の事例であると共に親方・子方関係の都市的表現であるとも見られよう。

ところで別家とは近世以降主として商家において、主家に対して称するものであつて大体三種類ある。

第一は丁稚が多年（普通二十カ年）忠勤をぬきんでた功勞により、別宅を許され「通い奉公」をなすもので、この場合の番頭は生涯主家に仕えるだけではなく、その子々孫々に至るまで別家として主家に従属したのであつた。

第二は主家若しくは自己の都合によつて単に別宅通勤を許され、別家の待遇を受けるものである。

第三の場合は主家より若干の資本と暖簾とを分与され、独立の商人となるものであつた。この場合は丁稚制度の終局であり、丁稚→手代→番頭→別家と人生出世双六の上りであつた。

住込・仕着の年季奉公をつとめ上げ、又、礼奉公を済ませたものが、主家から暖簾分けをうけ、元手銀をもらって独立して商売を始めることを普通「宿這り」とい、妻を迎えて独立の世帯を営んだのである。

独立の世帯主になる場合には主家より同業者仲間及び町仲間に仲間入りを願出で、披露し、連帶保証人より以上の一面倒を見たのである。したがつて別家も尚主家に対しては封建的主従関係を結び、一月、十五日には主家に

対し御機嫌伺いとして罷り出で、吉凶の際は万事手伝うことを義務づけられていた。

しかしてこの第三の独立商人となる別家制度は中商店に多く、大商店では通番頭として別家待遇を与える第一・第二の別家制度の方が多かつた。これは資本集中の傾向からして漸次経営規模が巨大化し、多数の使用人の必要が生じたことと、又一面被使用人が独立営業者となるよりも主家に仕えて安泰な終身俸給生活者である通い番頭の方をを望むものもあつたところから生じたものである。

さて別家の設立であるが、例えば明和七年作の「風流茶人氣質」卷第一に「正直な物数寄に大工も手を置いた工夫の段に、「十三のとし、……奉公に行き……十三年の年季明きて五年の礼奉公、卅一のとし宿這り、親方も三間ま口の呉服屋なれば、銀三百包貰つての取付商ひ、主人の代物を借りて稼出した和泉徳兵衛<sup>(3)</sup>」とあるように、年季礼奉公まで勤めあげて別家になつたのである。「大阪商業史資料<sup>(3)</sup>」には『別家とは商家の奉公人にして能く勤続せるものに主家より一家を立てしむるを云ふ』とあり、また『別家をなすには多く家号を分ち与ふ。之を「暖簾分け」と称し、奉公人の大いに名譽とする所なり、即ち主人がその勲功と信用とを確認して、もつとも大切なる我家号を其証として分与するものなれば世間之を某家の「一統」と称し、信用甚だ重く独立して商業をなすには其暖簾こそ第一の資本となり、媒介人たるべきなり。倘て別家をなすには家号を与へ、且つ其勲功の厚薄によつて相当の資本（多くは銀十貫以上二十貫以下）をも与へ、独立を許す』とある。

暖簾分けされたものを「暖簾下」といった。

(1)(2)(3) 宮本又次「商家の別家について」、大阪大学「経済学」第二巻第二号。

(4) 通俗経済文庫「我身のため卷三」一三八—一三九頁

「○或人の曰、町家に奉公するものの心得べき事あり、其の心得といふは先ず世上の手代の善惡をよく見聞して心に認べきなり。最初奉公に出る時又は親類などがいい聞すには、汝奉公に行きたらば心を正直に持ちて一紙半紙たりとも盜むやうなる事は決してすな随分主人の気に入やうに勤め、傍輩衆に憎まれぬ様にすべし、（中略）と、念比といい聞せて何卒首尾能奉公して宿這入せよかしと思わぬ親はなかるべし」云々

（5）通俗經濟文庫「前掲同書」一四三頁

「さて首尾よく宿這入する時は主人も数年の勤労をおもひて格別に心を付、宿を持せ」云々

## 二 京都商人における別家の設立

京都で最古の創立を誇っている千吉家<sup>(1)</sup>（室町三条）の場合では主家に忠勤を勵み、その功績顯著なものは「家定」の中に

「一、当時相勤候見世手代其の外家内忠勤之者ハ致評定其功ヲ頤すべし」と規定して、表彰することにしており、更に首尾よく奉公を勤めあげたものは、

「首尾能別宅前にも相成候て相応之商売見立銘々之役儀無懈怠候中より見世ニ而商売させ渡世にも可相成品取組別宅致させ可申候云々」と別家設立を規定している。その場合、本人の渡世可能な商売を本家がやらせて見て、これなら大丈夫と見定めたら、元手銀・世帯道具・暖簾・屋号等を分与して別家を設立したのであった。

同じく京都柏原家<sup>(3)</sup>でも別家設立について

「其方儀幼年之砌より当家ニ被召抱是迄無故障相勤候ニ付今般支配脇合役申附候万事大切ニ可相勤尤茂先役首尾能退役申附候者順當其方支配役之儀双方別宅中より願ニ寄可申付候

「弥々支配役申附候上者万事相慎大切ニ可相勤定之年限無滯相勤退役之儀者双方別宅相談之上願ニ依退役可申付尤当役退役迄者先格之通後見相談可申其上住居之儀者江戸住居共難相定若京都店別宅無人之節者京住可申附…」とあることから、幼少より柏原家に奉公し忠実に働き、その才覚なり手腕を認められたものは副支配役に取り立てられ、支配役が首尾よく退役したならば、江戸・京都双方の別宅の建言によつて正支配役<sup>(4)</sup>の地位にのぼつて店舗経営の全責任を担い、更に支配役を無事に勤め上げたものは、これ又江戸・京都の別宅が相談して別宅許可の可否を進言し、主人はその進言によつて別宅の設立を決定したようである。なお別宅後は後輩の支配役がその職責を無事果すまではその後見役として諸相談にあずかつたのであり、家業の安全を図つており、又住居を京都にするか、江戸住いにするかは、別宅の数の多少（江戸及び京都の別宅数）によつて主人が申附けたようである。

このように別家の設立に対する手続は慎重であつたし、別家の良否如何は家業の盛衰に影響したのである。別家が忠勤でなかつたため家業は勿論家運まで潰した例は沢山ある。今その例をあげると次の如きものが発見される。

「一、竹川殿儀本家者執別ニ而京大坂にも仕入店有之江戸表者木綿店小間物店紙店酒店有之殊之外繁昌被致一旦は不輕勢ひ御店杯不及儀に御座候処段々繁昌ニ付旦那方奢り騒ギ夫ニ付手代以下まで自ト奢り氣移り且那江禁言申上候別宅迄も大夫役者杯呼入花美之沙汰ニおよび大まいの店を無ニ後形、旦那衆者當時勢州ニ逼塞被成、右仕合ゆへ別宅在勤之者ちかくに而せめて一人御印之能ふ連んを張候もの一人も無御座歎ケ敷事ニ候縊令旦那方御心得違御座候共手代別宅之内御禁言申上候ば随分御聞済有之今ニ御繁昌可被成処支配別宅迄自分之事を已心掛終に旦那之御不仕合に相成、手代共其身者面々住家にまよい候様に相成云々」<sup>(5)</sup>

とあり、近世の家業の永続とその継承における別家の良否が如何に重要な役割を果していったかが伺えるのである。そこで別家設立の規定には種々家法を規定し、その万全を期しておるのである。

- (1) 立命館大学人文科学研究所「家業」拙稿「近世京都室町における商業経営」、六七頁—七三頁  
(2) 「千吉家所蔵文書」

- (3) 「柏原孫左衛門家」

柏原孫左衛門家は近世における京都の豪商であり、京都・大阪で主なる製品を買入れ、それを「江戸店」にて販売すると  
いった商法をとって、近世の商人達が最も理想としていた、いわゆる「江戸店持京商人」の典型的商人の形態をとり元禄  
以降三百余年の長いあいだ致富の過程を迎った一大巨商である。

- (4) 柏原家では支配役任命にあたっては武家の慣習を採用しており次の如き形式を取っている。

天保三年辰五月「支配役蒙仰候付御領物目録入」

一、上下 一具

一、小袖 一

一、脇差 一腰

以上

孫左衛門 ㊞

天保三年辰五月

太兵衛 江

- (5) 柏原家所蔵文書「乍憚以書付奉申上候」

### 三 京都商人における別家設立の規定

別家の存在と価値が認められるのは本家の存続と繁栄にあることは勿論である。それ故一門一統が本家の繁栄

とその存続に努力したことは勿論である。この趣旨にもとづいて別家するに際して別家証文をさし入れ、本家の忠誠と別家の将来の在り方を規定しているのである。別家証文の一例を示せば次の如くである。

「永代置証文事一札」<sup>(1)</sup>

一、私儀此度別家被仰付候而元手銀并ニ暖簾被下置、難有受納仕候。依之条々被仰聞候御請奉申上候

一、本家御商先筋法衣地直売買勿論似寄之商売とても急度致間敷候事

一、本家より御取引有之候西陣法衣地織元之衆中に一切取引仕間敷候事

一、本家の御得意方に立入売買之御邪魔相成候儀ハ一切仕間敷候事

一、本家用事向御聞候節ハ何時ニ而も私用相止メ参上仕相勤可申候事

右之条々奉畏候……若違背万一法衣地直売買之妨仕候ハハ被下置候元手銀者不申及商売并ニ暖簾屋号御取上被成候一言之申分無御座候

また

「一札」<sup>(2)</sup>

一、私儀

此度別宅仕候ニ付キ依勤厚諸道具為元手銀金百両被下難有受納仕候、然ル上者、同商売者勿論紛敷代呂物売買不致急度外商売可仕候万一妨之儀出来仕候時為被下置元手銀者不及申野連共御取上被成共其時一言之申分無御座候

一、旦那用事之節不限何事私用相止メ參上仕急度相勤可申候為後日之依而如件

宝曆六年丙子九月廿四日

千切屋吉右衛門殿

勘七事 覚兵衛 ㊞

兄 市右衛門 ㊞

この別家差入れ証文に見られる如く、本家の家業承続に主眼がおかれ、元手銀、暖簾、道具類や、顧客乃至販売区域の分与等の例もあったが、主家と同種の営業を禁ずる規定が設けられている。これは同種の商売が多くなつて来ては、本家の相続と現状の商盛すら維持出来なくなる恐れがある。これが防止対策としては「本家御商売筋法衣直売買之儀者勿論似寄之商売とても急度致間敷候」とか、本家の商売である法衣地直売買の妨害をした場合には「元手銀者不申及商売并ニ暖簾屋号御取上被成候一言之申分無御座候」とか「同商売者勿論紛敷代呂物売買不致急度外商売可仕候」と本家との同商売を厳格に禁止している。しかも、「一、本家用事向御聞候節ハ何時ニ而モ私用相止メ参上仕相勤可申候事」とか「一、旦那用事之節不限何事私用相メ参上仕急度相勤可申候為後日之依而如件」とある如く一家こそつて主家の指図に従い、主家とその盛衰を共にしたのである。

さて愈々「暖簾分け」であるが、これこそ丁稚奉公出世双六の上りであり、奉公人の大いに名誉とするところであり、前述の通り主人はその勲功と信用人物を確認して、當時最も大切な我が家号を其の証として分与するのであり、世間も之を其家の一統と称したものである。

千吉家では丁稚奉公十年と手代奉公約十年、廿八九才になる迄首尾よく奉公を勤め、勲功を励んだものは、世帯を持ち「宿這入」といい「別家手代」となつた。主家から商標と屋号を染抜いた「紋のれん」一張と、別家料若干及び主家の借家に世帯道具一切をつけてもらい、妻を迎へ、ここから主家の店に通勤したのである。その実例は千吉家最古の別家、長谷川清兵衛等の「別宅目録の受領証」において見ることが出来る。

薪・米・鍋・釜・茶碗・箸まで世帯道具一切合切を紋暖簾と一諸に貰いうけて別家したのであるが、中には道具料として若干の金錢を贈られた場合もある。例えば次にあげる宝暦十三年の別家多助や、明和二年の別家七郎兵衛の場合がそうであり、元手銀は大体金五拾両（別宅料）位であったと考えられる。

覚<sup>(4)</sup>

○宝暦十三癸未秋別宅

多助

一、元手銀 五十枚

并 道具料 三百目

右申春渡す

○明和二乙正月別宅

七郎兵衛

一、元手銀 三貫目

并 道具料 五五目

右酉正月渡す

○安永十辛丑一月別宅

和七

一、祝儀銀式貰目

并道具料 銀拾枚

右丑二月遣す

この外明和九年に別家した儀兵衛が元手銀三貫目、仁兵衛が祝儀として壱貫五百匁を貰つたことが勘定帳に記

載されている。

柏原家の場合は、通勤別宅宿料及び元手金として合計百七拾両を与えている。

「目録」<sup>(5)</sup>

一、金百五十両

以上

天保五年午四月

孫左衛門

新兵衛殿

別家料は商家により、又本人の精勤の程度により、或は主家の盛衰等によって、多少の相違があった。前掲の柏原家においても、主家の非常事態による文化十四年の「僕約覚」の中に見える別宅設立の「定」によると次の如くである。

「定」<sup>(6)</sup>

- 一、首尾よく本格別宅被仰付引越候節十疊敷ニ、而鱠、汁、平、焼物ニ而御祝遣候尤勤番、加番、太半相伴之事
- 一、引越候節先役付添之事
- 一、首尾よく別宅被仰付候節

目録

金五両也 暖簾料

近世京都商人の別家制度(一) (足立)

金五両也 仏壇料

外ニ炭 壱俵

白米 三斗

ちり紙 壱メ

割木 壱荷

柴 弐束

一、右日柄よく引移リ候節 先格通翌朝

御上物左ニ

御三公様 御盃被付仰候事

御肴 したし 太半 十畳敷ニ而盃之事

尤直様別宅廻リ之事

右御両公様江 御籠肴 見斗い 代コイン位

右御隠居様江 御籠肴 見斗い 代スイ位

一、別宅中勝手祝之事 尤茶斗

一、太兵衛翌日祝之事

醤油 八升入壺樽  
味噌 壱斗入壺樽  
半紙 壱メ

一、見世買先衆中より祝儀物断之事、尤先様へ内意申遣候事尚又店出入方江茂相断一切祝儀物なし 以上。  
主家は勿論別家も文化十年十一月から文化十四年五月に膨大な御用金を幕府から収奪され、柏原家にとつては

家業經營に一大危機を迎えた時であり、前掲に見られる別家設立の質素さの中にこの経済危機突破の決意を窺知することが出来ると同時に、天保五年における新兵衛の別宅設立の際に与えた別宅料百五十両と比軽するとき、別家設立にも主家の家運に左右されることも大であつたと考えられる。

幕末に於ける大阪の呉服店に於ては、普通百両乃至三百両内外であつたという。大阪の加島屋では別家を許されたものに主人より桐長持一棹・絹蒲団二枚、同夜着一枚、朱塗の行灯を与え、別に別家代銀若干を支給した。また加島屋では店の隣に一軒の貸屋を設け、これを「出世屋敷と称し、一まず之に別家せしめたもの名を附けおき、更に住所をもとめ、妻を迎えたる後全く別家せしめた。<sup>(7)</sup>

柏原家の別家規定には千吉家の場合の如く本家と同商売禁止の規定はなく、通勤別家（本格別家と呼んでいる）と国住別家の二種類にわけている。通勤別家及び国住別家の制度は独立家業の別家が次第に多くなつて来ては、本家の世話も自然出来にくくなるので、別家の自分家業を後援する方針をとらず通勤別家を設立したのである。かかる別家設立の仕組は豪商に多く見られる所であつて、大阪の豪商鴻池善右衛門家の別家設立の方法にも、<sup>(8)</sup>一、別宅自分家業人次第に大勢に可相成候末々不残從本家世話おのずから難成様に可相成候左候而は相互に氣毒に存候付此度各々申談別宅人子供嫡子本家に而相勤させ（中略）末々迄別宅之伴嫡子本家にて召遣勤柄に応じ家督可被申付候則別紙に別宅中連判定書取置候、相互に子孫迄懇々申談候へば珍重存候畢竟普代之者召遣候心持に有之候間右之趣可被相心得候為此度書記置候者也

元文元丙辰年九月吉日

山中善右衛門  
宗羽花押

と通勤別家設立の仕組を採用して、本家が別宅自分家業に対する後援の義務といった方法を採用せず、通勤別家設立の方法をとり、別家の子供嫡子は本家につとめさせ、生立ち次第本家よりあらためて別家の家督人にして、跡目がたえないようにする方法をとっているが、通勤別家設立の理由としてはもつともとうなづかれるところである。

なお柏原家における国住別家の場合であるが、これは京都、江戸両店の外に出生地に帰国せしめ、出生地で別宅設立を行った（この場合多くは百姓せしめたようである）。文化十四年同家の儉約令「膨大な御用金を幕府に収奪された（本・別家共）ために発令されたものである」に「双方店之支配役共へ退役申付候共後見亦ハ国住別宅等格式之儀有其之時之主人了簡以可申付候<sup>(9)</sup>」とあることにより、国住別宅設立の規定が明らかにされる。格は京都、江戸の後見別宅の方が上になっていたようである。主人の了簡で行われたのが既述の如く、江戸、京都の別宅が相談して、別宅許可の可否を進言し、主人はその進言によって別宅の設立を決定しているのであるから単なる主人の独断でこれを行つたものではないのである。そのため国住別宅を命ぜられる者にとっては、病弱等納得のゆく理由が明らかである場合は円満に設立されたが商才とか勤務評定の結果等不明の理由で国住別宅を命ぜられた場合は種々本家との間に紛争が起つてゐる事実が見受けられる。

一、御店表に相勤候重兵衛儀不束成者年来御召遣被成下御厚恩之程難有仕合奉存候然ル所此度在所住宅可仕旨  
被仰付難有可奉承知之処心得違仕御主人様奉始御一統様江御辛勞相掛候、御託之申上方奉恐入候右に付那波  
侍藏殿より何角御利解被下御仰向之程有奉存候然ル上者在所住宅可仕儀者奉畏候此段重不テ御執合御頼申上

一、重兵衛事御店表より之御取扱筋之儀思召之通り如何様共可被成下候違背申上間敷事。

一、御店御家事之義ニ付不寄何事違乱故障ケ間敷義私共より申上候筋無御座候處此度六兵衛義在所表江被下置度杯ト不筋之儀共申立候儀重々不調法心得違之段甚以後悔仕奉恐入候全愚蒙之私共了簡ニ而實意之所存可申上心得之處不束之取斗仕候ニ付不寔無法之手段ニ相当リ右等之處不相弁不行届之義何分御赦免被下候様奉願上候右ニ付御店表之處御一統殊之外御立腹之程御尤奉存候然共前段之趣御了解被下候ニ付御店表之處御蔭を以御許被相成難有奉存候依之已來召抱之義者勿論何等之義も申出間敷候此の段御店表之處重御執合御頼申上候事

右之通相違無御座候ニ付此段書付を以申上候 已上

文政四年巳十二月十二一日

江州東内村

重兵衛兄

万兵衛

印形持參不仕候

當人 重兵衛

同 国 石崎村身寄惣代 久兵衛

印形持參不仕候

柏屋太兵衛殿

半右衛門殿

これは国住別宅を主人より命ぜられた重兵衛が、これを不満とし「御主人様始御一統」に対し抗議をし、かつ

「御店御家事之儀ニ付不寄何事違乱故障間敷」<sup>9</sup>き不平不満をいい、更には同僚の六兵衛には「在所表江被下置度杯」と国住別家さすべきが至当である等と「不筋之義之申立」を行い、「御主人様奉始御一統様江御辛勞」をかけ、「御店表處御一統殊之外御立腹」のため、自分の非を認め、主家の親類にあたる那波侍藏氏の執なしによつて「重々不調法心得違之段後悔仕」「全愚蒙之私共了簡ニ而」「不実無法之段ニ相当リ」「不相弁不行届之義何分御赦免被下候奉願候」と詫状を差出した「文政四年巳十二月十一日江州重兵衛之儀付万兵衛久兵衛三人より差出候一札」である。このことによつて、国住別宅にされる支配人は當時左遷人事と考えられていた事情が明らかにされるのである。

ただし柏原家では国住別家だからといってその待遇をおろそかにしたのでない事は前述の重兵衛が主家より頂戴した「御惠金」によつて明かにされる。

〔1〕  
覚

一、銀 四拾五貫目

此金八百武拾両ト

銀七匁武分

十兵衛へ

御惠金

皆済メ高

外ニ

金百両也

合金九百武拾両

一、着物  
一式

雜物共不殘

右之通此度広太之御惠金被下置冥加至極難有隨ニ奉頂戴候尤此度皆済被下置御預ヶ金等一切無之已來給り金無御座候奉畏候猶並御厚礼奉願上候 以上

文政四辛巳年十二月十二日

江州内豊村

十兵衛兄

万兵衛

印形無御座候

当人 重兵衛 印

同国同郡石崎村身寄惣代

久兵衛

印形無御座候

柏屋太兵衛殿

半右衛門殿

國住別家を命ぜられ、いろいろ、主人始め店表に不平と文句をつけた重兵衛が別家取潰しにも遭わず、壱千両近い御恵金を貰いうけて江州内豊村に帰農しているのであり、柏原家における当時の國住別家設立時の待遇事情が窺えるのである。

このような別家料の外に「多年勤労せる間に番頭以下のものは別に給料としてではないが、年々主人よりも手当として貰受ける三貫目乃至五貫目位と別に屋敷より扶持方又は附け届等の不時の収入あるのみならず、番頭始

め、手代の如きに至つては元服して三年を経過すれば特に五貫目を年々無利足にて借受けらるるの便宜を有するを以て、これを其儘に主人の屋敷貸附金の中へ加入して貰い以て追加の利殖を計る事なれば彼と是を合計すれば其別家する日に当りては既に莫大なる資産を作り<sup>(12)</sup>云々とあることから「辛棒は金なり」の金言通り別家させて貰うまで忠勤を励んだ者にはそれ相当の資産が蓄積されたことは事実である。

なお、柏原家における出勤別家即ち、京都江戸両店における本格別家に対しては、國住別家以上に優遇と保証を与え、本家と一体になって家業の繁栄と継承に努力したことは勿論である。

### 定<sup>(13)</sup>（京都店の場合）

#### 一、五百両 別宅申附候節拝借高

右者三ヶ年之間置店其翌年より年々金拾五両宛無相違返納可致事

右之趣今般相改候上ハ自分勝手中立取斗致候義堅無用<sup>ニ</sup>候

万々一右の格合於相背ハ堅其時之筆頭并ニ支配人たりとも退役可申附候猶木々ニ迄茂相違無之様急度相守可申候  
為其依而如件

柏原孫左衛門 ㊞

慶辛

文化九年申六月

京都店出勤別宅中江

表書之通五百両と相定め候得共當所之儀者振合茂有之候得者三百両拝借いたし貳百両ハ容易ニ拝借相成不申候無拠筋合茂有之候ハバ双方相談之上別段願相立申事

文化九申年六月

御墨附 一書

但し別宅被仰付候節  
拝借御書物也 手附無用

定<sup>(14)</sup>  
(江戸店の場合)

一、金六百両 本町店より別宅申附候節拝借高右者三ヶ年之間置店其翌年より歳々金貳拾両宛無相違急度返納可致事

右趣今般相改候上ハ自分勝手を申立取斗ひ致す義堅無用万々一右之格合於相背ハ其時之筆頭兼支配人たりとも退役可申附候猶末々迄も相違無之様急度相守可申候為其依而如件

文化九申六月

柏原孫左衛門

印

江戸店出勤

別宅中江

定

一、金參百両也 拝借

近世京都商人の別家制度(一) (足立)

右拝借之義容易ニ願出候而茂聞済不申候万々一家名相続難相成義等も有之候節東西老分中得ト相談之上相願可申為其今般相改申渡候条依而如件

文化九申六月

江戸出勤

柏原孫左衛門　印

別家中江

このように、本格別家を申附けられた時に、京都店出勤別家には五百両也、江戸店別家には六百両にも及ぶ大金が別家に貸付けられ、無利息で三十年賦返還の長期貸付けであった事も別宅設立における生活保障と優遇措置であつた。新設別家が大いに利用し拝借したものと思われる。ただし、この定書以前には拝借金の借り出し金額に時に偏差があつたと思われ、不公平でいろいろ問題が生じたものと推察される。「格合於相背ハ其ノ時之筆頭并支配人たりとも退役可申附候」とか、「向後依怙之及沙汰候儀兼而相戒可申未々迄茂間違無之様急度相心得可申事」「為其今般相改申渡候」とあることから貸付、借出に諸種の問題を含んでいたことが明らかにされるのである。

このよう別家への貸付規定は非常な特典であるが、これとは反対に家によつては一切貸付けをしないといった別家制度のものも存在した。大阪の鴻池善右衛門家では、享保十八年八月三日付にて、宗利は、別宅人へは一切利付銀子多少によらず借さないとして、別宅人親類の内渡世なり難きものがあつても借用させないとしている。別宅人で相続たちがたきがたきのために一人にても銀子をかしては、のちに多く申出るものがあるから、本家の妨げになる。ただし不実でないものにはその様子を聞きとどけた上で、少々銀子をつかわし、無利年賦にて借らせてやろう。<sup>(15)</sup>といった別宅貸付を断固として拒否している例も見受けられる。

さて独立別家の場合で、その営業が株仲間等を組織している場合は、主家より同業者に仲間入りを願いで新立別宅を被露するのを常とした。

例えは西陣織屋仲間、鶴、亀、松、竹、梅、紗、永の七組では延享二年に高機屋仲間の公許を京都町奉行所に出願し、その中で、新立の機屋の仲間加入に対しては次の如く規定し、内部の取締をも厳重にし、仲間の結束を固くしている。

### 定<sup>(16)</sup>

一、第一当職の儀は前以由緒も有之候得共、自今余商売人へ堅為致申間敷事。

(中 略)

一、余商売人当職を望み、本家の家名引受、織屋商売被致候義有之候はば、先元主より其組々へ申出、組中同心の上請、統候仁を組中へ引合、其上にて入講為致可申事。

一、自今弟子たるもの宿端入致候節は、主人より証文出可申候、仮入講相済の後万一主従疎遠に致候義有之候はば、主人より組中及沙汰一候はば尋届け、早速請取証文主人へ差戻可申事。

とあり、相続加入・別家加入の場合には主人よりの同業許可と仲間への紹介とを必要としたものである。すなわち主人より仲間へ紹介すれば、仲間は主人の紹介証文に基いてその真偽を確かめ、相違なきを認め、組中の加入賛成を得た上、その人物を組中へ引見被露し、その上で始めて仲間加入が認められ、仲間判形台帳に記載されたのである。

別家新立により仲間加入のため、主人が仲間へ願出た証文と一例としてあげれば次の如くである。

入講証文案紙

（17）

一札之事

一、私弟子何屋誰与申者此度宿端入為致候付則何の組内へ入講被申候、自今連中御定之通違背為致申間敷候、万一不埒候はゞ急度可申付候、右私弟子に紛無御座候、依て一札如件

年 月 日

主人 何 誰 印  
弟子 誰 印

何之組其外

惣中 参

このように仲間への新規加入は厳重な取締規定のあとに行われた。しかも仲間株に定数があれば増株を出願するか、空株・譲り株を購入して別家に与える方法以外に独立別家設立の道がなかつた。

なお新規加入・家督相続・分家・別家のいずれの際にも加入者は仲間に對し料金を支払わねばならなかつた。この料金の名称は株仲間によつて異なり、加入料、顔見世銀、出銀、振舞料、盃料、祝儀銀など種々の名目をもつて称せられていた。宮本又次博士の調査によれば、これ等のうち、親から子に譲るのが最も順当であるから銀高が最も少く、時には無料のものすらあつた。別家加入の祝儀銀は親子譲りよりは多いが新規加入よりは少い。新規加入は株の買取に大金を費した上、更に多額の祝儀銀を支払わねばならなかつた。その上、顔つなぎの宴会を開き仲間を饗應し、又挨拶をもせねばならなかつたと述べ、仲間加入に際して要した費用を現わすケースとし

て次の如く示例されていられる。

毛綿株<sup>(18)</sup>（安永十年五月）（大阪）

掛け銀 振舞銀

別家加入

銀二拾目

不及

新規加入

銀二拾目

白銀一枚

御国産藍仲買株（文化六年七月）（大阪）

頤合入用

惣仲間一統へ盃

肝煎行司へ盃

別家加入

銀一枚

不及

新規加入

銀一枚

手軽に

新規加入

銀一枚

手軽に

これ等の事例以外に大阪における「鰻節店」「綿買次積問屋仲間」「油問屋株」「椀盃食籠輶轎挽物職仲間」等の加入に要する諸名目経費が研究調査され、その間の事情を明らかにされているが、京都商人の場合も業種によつて同様であったと推察される。ただし主家が非常時で僕約令を出しているような場合は「一、見世買先衆中より祝儀物断之事尤先様へ内意申遣候事尚又店出入方江茂相断一切祝儀物なし」と柏原家では僕約令実施中は祝儀物一切なしと規定しているところから、仲間加入時における加入金にもいろいろ変遷があったと思われる。

なお又、新立別家には、主家の持家や持屋敷に住まわせ、その町内の仲間附き合い等を勤めさせているの例がある。すなわち例えば千吉家では主家の家屋敷を別家に譲り渡し、町内役を別家に勤めさせているの例がある。すなわち

「此一札本紙別家立合節有之候事」<sup>(20)</sup>

一、衣棚突抜町西側貴殿御所持之家屋敷壱ヶ所壱軒役表口四間六尺三寸奥行拾武間四尺八寸、土蔵壱ヶ所右去天保九成年壬四月私江御譲リ渡在之町内相勤申候様被仰付承知仕候所此度私義無拠要用ニ付右沽券状壱通鑑ニ借用仕候処実正ニ御座候何時成共御入用之節早速返上可仕候為念予リ一札仍而如件

弘化四丁末年六月

本家千切屋吉右衛門殿

千切屋 清 兵 衛

伴 清 七

別家の新立については、年限を終え、主家からその功績を認められた手代がなるのが原則であるが、別家は必ずしも手代とは限らず分家の意味に用いられたこともあり、一度離縁した養子を別家として仲間に披露することもあった。<sup>(21)</sup>又病氣其の他の事情で別家を許されたものが相続不可能になった場合は子孫或は親族縁者の手によつて承け継がれたり、或は既設の別家の絶えた跡を新立の別家に改名、その財産居宅を与えた事例も見受けられる。

千吉家の場合には別家設立の時、又は、設立後に「病氣或者身上不如意ニ相成候者不控置其訛を正し評義之上、子孫致相続様ニ可取計候」と別家相続への道を開いており、更に柏原家では、絶家の別家跡を新立の別家に改名して相続させており、その新立の別家を親類縁者の手によつて相続せんとしたが、それも絶家したため、その跡の財産は本家へ収納し、その代りに多額の金をその親類縁者に与えた例が見受けられる。

〔頼上口上書〕<sup>(23)</sup>

一、其御店様江卯兵衛幼少より御奉公ニ差上置候所以御蔭無障相勤め宿入被仰付難有仕合奉存候然ル 所去ル

年柏屋市兵衛殿方焼失致

居宅地之内 土蔵 壱ヶ所  
浜 地 土蔵 壱ヶ所  
浜 納屋 壱ヶ所

並ニ 納屋 壱ヶ所

右三ヶ所相残リ其余地屋敷斗ニ相成有之候処寅年より居宅家壹ヶ所土蔵壹ヶ所都合式ヶ所ヲ卯兵衛相建則柏屋市兵衛殿跡卯兵衛と相改相続仕罷在候処當巳年八月廿日死去仕候ニ付名後之義者同人弟近江国利兵衛倅仙之助

と申者江卯兵衛在命中ニ後ゆづり御頼可申上存心ニ御座候処不得其義も早世仕候」云々

とあり別家の絶家に対する相続がどのような形態で行われていたかを窺知し得る。更に、別家の資産の処分について

覚<sup>(24)</sup>

家代

一、三百両也

位牌代

一、百両也

一、卯兵衛身附之諸道具

並ニ 着類共

一式

右者別紙口上書を以御頼申上候處御聞届被成下重々難有仕合ニ奉存候依之右金被下置慥ニ請取申候尤御店様並ニ市兵衛付之親類共江卯兵衛儀ニ付金銀出入等毛頭無御座候云々」。

天保四年発巳十月十二日

江州八幡舟木村 山本又兵衛 印

柳馬場三条下ル 町請人 近江屋利兵衛 印  
母 妙 道 印  
姉 ゆ き 印

柏屋御店

太 兵 衛 殿

これを見ても明らかなように、別家が相続絶家の場合、その不動産は本家に支配収納し、その身内には不動産に替る相応の金額と身附の諸道具や着類を与えて処分したのである。その理由はいろいろあると思われるが、不動産は店（本家）の近隣にあって、将来別家新立の場合に、再度利用出来るといった利点があつたから、かかる措置をとつたものと考えられる。いわゆる「出世屋敷」と称し、店の近隣に屋敷を用意しておいて、別家設立の場合に最初はまず、ここに住わしめたものである。

更に、不動産に限らず、仲間株等、持株の権利等も同様、別家絶家の場合に本家がこれを相続収納した例として次の如きものが見られる。

一 札 (25)

一、私儀実母同姉ゆ起同人義伴又兵衛連印を以卯兵衛死跡諸式道具着類等被下度旨去巳年十月願出し候処格別之御勘弁を以同十二日家代金並ニ位牌料金迄無残所結構ニ被下置難有奉存御請書差上置候処私儀心得違仕酒百武拾石同諸道具一式、石灰三千俵、畠建具木千貫目金子百武拾八両を不足ケ間敷申立及御懸合候処段々訏合御

申聞被下御尤ニ承知仕全私心得違ニ御座候条納得仕候付向後右等之儀者不及申聊縛レケ間敷儀決而申間敷候然ル処猶亦此度厚思召を以仙之助へ不懃被懸銀老貫五百目御患被遣送ニ受納仕重々難有仕合奉存候然ル上者右段々之御高恩永忘為致間敷候尤此上心得違之もの在之候ハバ我々罷出引請少も御難相懸申間敷候為念之仙之助連印仕御請書依而如件

天保五年九月六日

三条大橋東入式町目

近江屋 利 兵 衛 ㊞  
伴 仙 之 助 ㊞

柏屋御店

太 兵 衛 殿

半 右 衛 門 殿

奥 書

一、造酒株 石灰株

右者柏屋市兵衛殿付ニ御座候間卯兵衛身分ニ不懸候其外柏屋市兵衛殿付キ諸道具如何様にも思召御取斗被成候共申分無御座候為念奥書依而如件

天保五年九月八日

親類物代 近江屋利兵衛 ㊞

このように別家市兵衛絶家によつて市兵衛の所持していた、酒百両拾石、同諸道具一式、石灰三千俵、畳建具千貫目、金子百両拾八両は本家が収納しており、造酒株、石灰株等の持株の権利も本家の所有になつており、本別家間の財産関係の在り方が明かにされる。又これ等の証文より柏原家の別家が莫大な資産をもち、かつ別家にあたつても相当の資産が分与され、相続者にまで家代、位牌代として四百両という大金を与えていることから別家の優遇と共に本家が別家を大事に取扱つたことが明らかにされる。

一方別家側でも自分の財産ではあるが、半ば主家との共同所有、一体的な所有と考えていたような例が見受けられる。例えさきにあげた別家柏屋卯兵衛は生前自分自身の絶家を見越し、その遺産の処分を次の如く行っている。<sup>(26)</sup>

#### 死後譲渡状之事

一、家屋敷	武ヶ所	大仏御境内	八王寺町
表口五間	北隣	柏屋	ミち
裏行拾間	南隣	柏屋卯兵衛	
但 前ニ浜地有之			
表口五間	北隣	右 同 人	
裏行拾間	南隣	尾能屋	新兵衛

右之通所持仕候処我等相果候後者武ヶ所共主人柏屋孫左衛門並父乘願兩人江相譲申候處實正也尤家屋敷ニ付親類縁者其外從他所出入差構毛頭無之候為後日死後譲状依而如件

天保巳四年八月

持主 柏屋卯兵衛(印)

大仏御境内八王寺町

御年寄 又兵衛殿

町中様

すなわち、家屋敷二ヶ所を主家の柏家孫左衛門と、年老いて出家身分の乗願に「我等相果候後者」譲渡すると  
いった遺言状を、町年寄並に町中宛に残している。如何にも当時の本家と別家が一体的な意識によつて結合され  
ていたかがよく判かる。

- (1)(2) 千吉家所蔵文書
- (3) 立命館大学人文科学研究所「家業」拙稿「近世京都室町における商業経営」一五六頁～一六〇頁
- (4) 千吉家所蔵文書
- (5)(6) 柏原家所蔵「僕約令」
- (7) 大阪大学「経済学」第二卷第二号 宮本又次「商家の別家について」六〇頁
- (8) 同前 第十五卷第一号 宮本又次「鴻池善右衛門家の宗誠家訓その他」
- (9) 柏原家所蔵「僕約令」
- (10)(11) 柏原家所蔵文書
- (12) 大阪大学「経済学」第二卷第二号 宮本又次「商家の別家について」六〇頁
- (13)(14) 柏原家所蔵文書
- (15) 鴻池善右衛門家の「宗誠家訓」その他 「大阪大学経済学第十五卷第一号「宮本又次氏」論文による。  
一、別宅人商売之勝手に付銀子多少に不寄借用仕度様と申仁此後有問敷ものに而も無之候是迄別宅人江利付銀子借し候儀  
無之候此後とても一切別宅人江銀子多少に不寄借用申儀仕間敷候事

一、別宅人親類之内渡世難成者在之為取続之從本家銀子少々借用為致若差支候はば其口次之者振替本家江損銀掛け間敷様に糙に請合候者は迄家法に無之事に候間亦聞届ケ申間敷事。

一、本家別宅人勤柄宜仁相続難仕江ハ是迄も相応に銀子遣し候か或者相続難成段聞届ケ銀子無利に何年賦にして借候格式是迄も數多候利付の銀子多少に不寄一人に而も借候得ハ其格式立申故後々には數多罷成本家之妨に相成可申候是迄之通相続難成仁不実に而無之者江は其様子聞届ケ少々銀子遣し候か無利年賦に仕借相続仕候様に可致候事。

右三カ条今度存寄候に付書加江置申候此後右ヶ条相守り可被申候 已上

- (16) 沢田章著「西陣織屋仲間の研究」五六頁  
(17) 同 前掲書 五七頁「一札之事」  
(18) 大阪大学「経済学」第二卷第二号 宮本又次「商家の別家について」六三頁—六四頁  
(19) 柏原家所蔵文書 天保五年甲午三月「僕約」江戸出火ニ付  
(20) 千吉家所蔵文書  
(21) 大阪大学「経済学」第二卷第二号 宮本又次「商家の別家について」六四頁  
(22) 千吉家所蔵文書  
(23)(24)(25)(26) 柏原家所蔵文書

#### 四 本・別家間並びに別家相互間の交際規定

別家設立後は独立別家、通勤別家何れも、本家を中心には家族的暖簾意識で団結していたことは勿論である。毎月一日、十五日には別家の夫が、毎月一日には別家の妻が、本家に御機嫌伺いに参上のが慣例になっていたが、時には五節句暑寒に限られた。(但し妻の場合)

このように本・別家間の同族的固い結合は別家間でも同じで深い付き合いが保持された。そして渡世上種々の

出来事には儀礼的な贈答が行われたことは勿論であり、その贈答が華美過大になつてはお互に経済的負担が重くなり、不必要的な出費にもなるため、本家・別家間・別家相互間の贈答に「定」が設けられ、この「定」によつて交際が行われた。いわゆる銘々身分不相応の贈答になることを防禦したのである。

千吉家の場合の一例をあげると次の如き規定が設けられていた。

### 定<sup>(1)</sup>

#### ○本家ニ別家より到来品

家督	銀一匁	返礼銀武匁
婚礼	銀一匁	返礼銀武匁
後妻	壱分がへ饅頭十	返礼銀武匁
安産	銀壱匁五分	返礼餅
初節句	銀壱匁五分	返礼ちまき又はだんご
髪置	銀壱匁五分	無返礼
袴着	銀壱匁五分	無返礼
元服	銀壱匁五分	無返礼
右安産より是迄惣領斗一人めよりは挨拶斗		
刺髪	銀壱匁五分	無返礼
病氣見舞	銀壱匁五分	無返礼

庖瘡 銀壺匁五分

女子嫁入 包扇料

銀壺匁

男子養子入 包扇料

又ハ他家遣ス節銀壺匁

右安産より是迄何れ茂酒不出

死去香典 主人 銀式匁

妻 壱匁五分

子供 壱匁

年忌香典 主人 銀壺匁五分

妻 壱匁五分

子供 壱匁

年玉留守見舞 なし

暑見舞盆前祝儀 銀壺匁

寒見舞歲暮祝儀 銀壺匁

○本家より別家江遣之品

家督 金百疋

返礼南鑠一片

婚礼

金百疋

返礼南鑠一片

後妻

包扇料  
銀三匁

無返礼

安産

銀三匁

返礼餅

初節句

銀三匁

返礼のもち又はだんご

髪置

銀三匁

無返礼

袴着

銀三匁

無返礼

元服

銀三匁

無返礼

右安産より是迄惣領斗二人よりは挨拶斗

刺髪

銀三匁

無返礼

病氣見舞

銀三匁

無返礼

庖瘡

銀三匁

返礼蒸物

女子嫁入  
男子養子入又ハ他家へ遣ス節

南鑠一片

返礼銀一匁

死去香典  
勤候名前人金百疋

銀一匁

返礼なし

妻南鑠一片

子供 銀壺匁

外ニ少々見遣す

年忌香典  
名前人年回金百疋

妻 金五十疋

小児年廻配り物到来 金壺朱 宅より三百文

但し先方ニより志斗來り候共妻金百疋香典者仏ニ頂いて遣し候事  
年玉留守見舞 なし

○別家中取遣

家督

銀壺匁

返礼 銀三匁

婚礼

銀壺匁

返礼 銀三匁

後妻

酒出タ時ハ別家中より酒三升遣ス酒不出申時ハ挨拶斗

安産

銀壺匁貳分

返礼 餅

初節句

銀壺匁

返礼粽もチ又はだんご

髪置

銀壺匁

無返礼

袴着

銀壺匁

無返礼

元服

銀壺匁

無返礼

右安産より是迄惣領斗二人よりは挨拶斗

刺 髮

銀壺匁

無返礼

病氣見舞

銀壺匁式分

無返礼

疱瘡

銀壺匁式分

返礼むし物

女子嫁入

銀壺匁

返礼銀三匁

男子養子入又ハ他家へ遣ス節

銀壺匁

返礼銀三匁

死去香典

主人 銀式匁

無返礼

妻 銀壺匁五分

子供 なし

年玉・留守見舞

寒氣見舞・歳暮祝儀

出産之品

此方挨拶斗取遣なし

右之通定之外取遣無用

以上贈答に関するこのような「定」は本家を中心とする数多い別家、又は別家同志の間における交際と状況や近世の商家における諸慣習や紋日が明らかにされると共に渡世にともなう細心な京都商人の規定であり、贈答を中心とする無用の出費を省かんと商家渡世規定としてはなはだ興味深い資料である。なお贈答金額は、時代により、本家を中心とする経業上の好況或は不況等によって幾度か改変されている。

柏原家でも全く同様で、殊に僕約令の実施中（店商売の非常時）には正月御式日にさえ、「別宅中御礼相済次第引取可申事」とか、「兩度御蛭子講」には「別家中並ニ出入方老人も無用」とか「江戸表より御到来の沢庵いわし別宅中之分御断奉申上候、並ニ無水月盆亥ノ子御重之内勤番已上之分已外御断奉申上候」「別宅中年回の節聊重之内志奉差上候得共三ヶ年之間（僕約令發布中）御断奉申上候並ニ別宅中呼引なし」「報恩講御僕約中左ニ」として「御宿坊計御請招、御伴僧なし、出勤別宅計、御料理是迄通り、……別宅中参詣可致、但し台所ニ而家内之通御飯頂載之事」「当御年回之御儀御宿坊計御請招御伴僧老人御親類方御招なし御配物計被遊候事、出入方出入方別宅内儀中御菓子料等なし、……但し別宅亭主分斗參詣家内之通リ台所ニ而御飯頂載之事」「御隠居より別宅内儀中江正月御祝儀頂載仕候儀御断申上候事」「御三公様より益正月五節句別宅中子供御礼ニ上リ候節御心付之儀堅断奉申上候」「別宅中より下女下男江心付半減ニ御願奉申上候事」「首尾克本格別宅被為仰付引越祝並ニ婚礼祝共右三ヶ御僕約中表披露都而延引之事尤年限相済候ハバ相談之上御願奉申上候事」等々、本家と別宅間における交際、贈答について、隠居・主人・別宅亭主・内儀・子供に至るまで僕約中は厳しい制限を設けて、店の危機・非常事態に対処しているのであり、ここでも京都商人の経営上の細心さ、周到さを窺うことが出来るのである。

## (1) 千吉家所蔵文書

(2) 柏原家所蔵文書 天保五年甲午三月「僕約」江戸出火ニ付

## 五 本家に対する別家の義務

江戸時代において陰惨な辛棒のいる丁稚・手代の灰色の生活を勤めあげ、年期を終えて別家加入を許された手

代は實に幸運児であつた。すなわちその大部分のものは別家しない内にすでに放逐された。宮本又次博士の研究によれば大阪の于鶴問屋の住吉講の内、別家加入をなし得た手代は九人にすぎないが、放逐されたものは二十七人の多数に及んでいたし、別家がいかに苦労多く、厳しい競争の到着点であったかについて述べていられるが誠にその通りである。「或人の曰、町家に奉公するもの心得べき事あり、（中略）最初奉公に出る時父母又は親類などがいひ聞くには、汝奉公に行きたらば心を正直に持て、一紙半錢たりとも盜むやうなる事は決してすな、随分主人の氣に入やうに勤め、傍輩衆に憎まれぬ様にすべし、使に行ても情断せず、家内にても喧嘩などすべからず、身持行儀よくして夏も肩ぬぐな、冬も懷手するな、朝寝すな夜居眠るな転寝して風引な、毒なものを喰ふな、うか／＼して物を取落すな、若銭や銀を貰ふたりとも買喰ひするな、と念比にいひ聞かせて何卒首尾よく奉公して障りなく宿這入せよかしと思はぬ親はなかるべし云々」<sup>(2)</sup>と述べ、町家奉公に出て出世するには辛棒強い修業が必要であり、宿這入が出世双六の上りであつたことも事実であつた。

しかしして、艱難辛棒の末、別家を許されたからといって主家に対しては自由ではなく、厳しい「暖簾分け」の規定によって子々孫々に至るまで束縛されていたのである。

#### （一）本・別家間における主従関係

別家は主家に対して封建的な主従関係にあつたし、主家と運命を共にしたのである。普通毎月一日・十五日に別家の亭主達は主家に対し御機嫌伺いとして出勤し、別家の内儀達は毎月一日に本家へ亭主同様御機嫌伺いに向いたのである。「一、別宅内儀共毎月朔日御伺に罷上り候云々」<sup>(3)</sup>とか「本家用事向御聞候節ハ何時ニ而も私用相止メ參上相勤可申候事」<sup>(4)</sup>「旦那用事之節不限何事私用相止メ參上仕急度相勤可申候云々」<sup>(5)</sup>とある如く別家後と

雖も本家に対しても強固な封建的主従関係があり、本家の吉凶には何を置いても出向いて奉公せねばならなかつた。すなわち、当時の町人階級に於いて主人と奉公人との間における奉公意識は、別家後もそのまま継承されたのである。このことについて、京都の心学者手島堵庵の門に学んだ心学者中沢道一は次のように説いている。

「一、主人有る輩はおの／＼其奉公に情を出すべき事。

天地の間に主君の無いものはない。目上は皆主人じや。けれども爰では先づ若い衆や小供衆、能ウ呑込んでもらはにやならぬ。奉公とは、公に奉ることで、奉公に出た日から、此身は主人のもの、我身といふは、芥子微塵もない。足の小指の先の爪の垢までみな主人のものじや。（中略）主人は今日の命の親じや。たとへば一季半季の奉公でも、奉公するからは天命の奉公じや。我身といふものはない。皆主人の骸じや。（下略）<sup>(6)</sup>

次に示すのは「商家見聞集」の一節であるが当時の奉公意識を次の如く明快に論じている。

「奉公とは我身を主人にさし上奉る義なり。然るうへは我身ながらも我ものにあらず主人のものなり、ゆえに我ままにわが事につかふべきものにあらず、いささかの私用にても主人に願ふて用事とのふべき事なり、右ていのわけなるが故に、主人によく随がひ、実心をもつて万事につとむべき事は、主人の為になるべきようによ考弁をめぐらし、油断なく出精いたすべし、これを忠義のものといふ、……其処を居かわる事なく、主人を一人は取まじと心得てなほ／＼よくつとめるを眞実の忠義といふなり、……さて又武家の勤は、今治世といへども主命によりて命をすることもあり、町家の奉公人は何ほど忠義を尽すとも、我が親の身代に構ふ事なし、命の氣遣ひはなほさらになし、心やすき勤なり」<sup>(7)</sup>……このように、この書は武士階級における主従意識で、商家の奉公人の忠義を説き、商家における主人と奉人の関係を武家の主従関係に擬し、その間における忠誠の義務意識を奉公

人に強調し、訓戒している。

このような当時の奉公意識がそのまま別家後もなお本家に「本家用事向御聞候節は何時に而も私用相止メ參上仕相勤可申候」といった主従奉公意識の規定となつて具現化されて来たのであつた。

このように上下垂直的な当時の意識構造を基礎的紐帶として商家の主従関係が規定づけられていたことは明らかであるが、奉公人の立場からは、「障りなく宿這入せよかしと思わぬ親はなかるべし、奉公に出るものも其親の教へを能守り、後迄も忘れずして丁寧に勤めなば、いかなる主人にても氣に入らぬ事はあるべからず……ひたすら主の心を休める様に氣をつければ、主も心置なく養生して、家内の事は彼に任せ置故、自然と其身に威ひ有りて奢り高ぶる心はあらねども、家内の者も恐れ立入者までもうやまひて、何事も其手代の差図を守るやうに成行なり、さて首尾よく奉公を勤めて宿這入する時は、主人も數年の勤労をおもひて格別に心を付宿を持せ云々<sup>(8)</sup>とある如く、「宿這入」といつた丁稚制度における最上の恩賞を与えられる機会に恵まれるためには、忠義なよき奉公人であることが唯一の方途であった。反対に不奉公して名を汚し、悪しき名をとることは恩賞を失い、「宿這入」出来なかつたことは当然の帰結であつた。

さて、千吉家では「一、當時相勤候見世手代其の外家内之者ハ致評定其功ヲ顕すべし」<sup>(9)</sup>とあり、更に「首尾能別宅前にも相成候て相應之商売見立銘々之役儀無懈怠相勤候中より見世ニ而商売させ渡世にも可相成品取組別宅致させ可申候」と規定し、奉公人の忠誠に対する恩賞として勤功の表彰と「宿這入」を規定し、封建的主従関係における主人側の奉公人に対する現在及び将来における生活の保証を義務づけている。奉公人の忠誠に対する主人の恩顧、すなわち、「暖簾分け」——給付と反対給付——の交換関係が商家の主従関係の紐帶となつていたの

である。したがつて極端にいえば、君は「臣へ知行ヲヤリテ働く、臣ハチカラヲ君へウリテ米ヲトル、君ハ臣ヲカイ、臣ハ君ヘウリテウリカイナリ」<sup>(1)</sup>と、観察をしている海保青陵の言がそのまま別家制度にも適用されるのである。しかして主従の何れか一方にこの交換関係を実行することが出来ないような事情が発生すれば主従関係は自ずから解消したであろう。したがつて主人が頼むに足らず、自己の奉公に対しても恩賞を与えてくれる見込がない場合、奉公人は主人より離反し、或は他家に主人を求め、或は裏切行為に走るに至る。

反対に奉公人が主人に対しても充分な奉公をせず、或は不忠の行為がある時は、主人は奉公人の不奉公・不品行を叱責し、場合によっては、一たん分け与えた「暖簾」を取りあげ、別家を一門一統から破門し、別家設立の時に与えた商売の元手銀を返させ、別家を取潰したのである。「商家見聞集」<sup>(12)</sup>にも「別家に不行状のものあらば、其ものの縁るいならびに同じのうれんのうちのものより、たび々意見をくわへさせ、其うへにも用ひざる時は、本家よりも異見数度に及びても用ひざるときは、御上へなげき願を致し、一年養料何ほどと定めて隠居いたさせべし、但しかようの時は本家の勝手がましき事はいふに及ばず、依怙贋貟のありては治まらぬもの、そのうへ本家の恥辱なれば、別家中はいふにおよばず、そのものの縁るい手前の縁るいまでまねきあつめて、右銘々のぞんじよりを一人づゝ聞きあはせ、その中に道理のよきを用ふべし、もし又此方の存じよりに不道理とおもはゞ、此方の存じよりをも申述べ、惣合合体してよろしかるべきと申所をもつて、さし図いたすべき事なるべし。」と述べ、別家の不行状による取潰しの場合における本家の慎重な手続と考慮、方法について別家中、そのものの縁るい、手前の縁るいの意見の「惣合合体」によって処置し、本家主人の主觀的専断にすべきではないと述べているが、このように別家が本家に対して反逆行為があつたため、「のれん」を取上げられ、商売を取上げられて別家

取潰し、主従関係の解消といった憂目にあい、どうにもならなくなり詫状を差入れ、改後の情を披瀝して忠誠を誓い直し、やっと許してもらつた実例<sup>(13)</sup>が千吉家に発見される。

一、此度私心得違之儀在之御一家方始御町分江茂御苦勞相掛西陣織屋衆方にも申事出来候事ハ全私共粗忽より事起り右御掛合中厚ヶ間敷理届合等申上候而、及御腹立候段奉恐入候夫ニ付御影ニ而數代相続仕候御同商売今更不相続ニ相成候而者私共難済者不申及先祖之もの共定相歎可申儀ニ付段々御詫申上候処御了簡を以万事是迄之通御承知被下千万難有仕合奉存候。然ル上者向後私身寄之もの分家為致候并ニ手代共宿這入いたさせ候節者は是迄之通御本家へ御届申上候而屋号暖簾紋印等遣し可申候尤西陣機方へ法衣地出買等も勿論御商買之妨ニ相成候儀為致申間敷候其趣不相用候ハバ屋号、暖簾、紋印等御取上げ出入差留可申候……若末々心得違之儀も在之万一大相背候ハバ其節ハ御差図ニ相違申間敷如何様共可被成候仍而一札如件

文化式年丑五月

千切屋

清兵衛

印

御本家吉右エ門様

口 達（控）本紙遣し置申候也

一、其元西陣法衣地之儀有是迄仕来リ之通間屋出買候其儀差踏申間敷候若違犯之義有之候ハバ此度取置候一札之趣ニ取斗可申候 以上

文化式年丑三月

すなわち、別家後といえども「向後私身寄之もの分家為致并ニ手代共宿這入いたさせ候節者は是迄之通御本家へ御届申上候而屋号暖簾紋印等遣し可申候」と、別家の別家、すなわち「又別家」をさせる場合でさえ、その旨を本

家に届出て許可をうけた上で「屋号・暖簾・紋印」を与えますと誓約し、本家の権限の強大さを確認し、又別家をして確認させているのである。更に、本家のもつていた別家に対する権限を見るに、千吉家の場合では、別家の当主が幼少の場合、その手代、後見人は「春勘定年々仕候而御本家主人様初メ御三人衆（別家総代）へ微細に相認め入御覽可申上候。御本家御主人様より御指図之通相背申間敷候云々」<sup>(14)</sup>とある如く、別家の経営の実態を本家に報告し、本家の指図を受けねばならなかつたし、別家の相続の命運は「御本家并暖簾中申談し之通急度大切に相守申候。万一本所存之義有之候ハバ此一札を以何如様共御執成下候茂一言之申分無御座候云々」<sup>(15)</sup>とある如く、本家主人の了簡によつて左右されたのである。

このように、本家は別家の子孫は勿論、「又別家」にあたるものまでも支配し、統制し、干渉するだけの権限をもち、一門一統の同族意識のもとに「暖簾」を中心とした主従関係にあつた。しかもこれら本・別家間の規定は、株仲間のもつてゐる如き公的性ではなく、単なる一家一門の私的誓約に過ぎないが、江戸時代における一般商家の内部的慣習を窺い知る事が出来ると同時に、商業經營の一つの特性をも知ることが出来るのである。

次に柏原家における場合も、主家の権限は強大であつて、二代目の別家相続においても本家へ相続願の一札を入れてゐる。

### 一 札<sup>(15)</sup>

一、

私方年來

且那様奉預御厚恩候御陰ヲ以渡世相続仕来候不調法之私今般右兵衛と改名後目相続可仕旨被仰付難有仕合奉存候然バル上者御店表御家風之通り大切ニ相守渡世方出情万事相慎可仕候万一心得違不持之筋有之候ハバ早速右兵

衛名御取上ヶ被成下候、私身分之儀者其節次第如何様御取被下候共其節違背仕間敷候右前願之趣申上置候上者  
身寄之者勿論他所より違乱妨一言之申者毛頭無御座候為後証貴殿迄一札差上置候仍而如件

天保七年申四月

御店 太兵衛殿

半右衛門殿

一札<sup>(16)</sup>

一、

私方年來

御主人様之御厚恩ヲ蒙リ御陰ヲ以相続仕来り候處今般私へ家名並ニ相続之儀御願奉申上候處御聞届被成下難有  
仕合ニ奉存候就テハ御本家御家法確実ニ相守可申候万一心得違御家法相背キ候節ハ私之身分ニ對シ如何様ニ被  
仰付候共其節違背仕間敷前願之趣申上ハ身寄者ハ勿論他所より違背申者毛頭無之依テ為後証一札如件

明治武拾四年四月四日

京都市下京区上珠数屋町

本人 成田亀之助 印  
実母 リエ 印

右之趣申出候ニ付尚柏栄社規約相守不都合之義無之様家名相続可為致仕候  
依テ奥印仕候也

別宅 柏栄社社長 辻 忠兵衛 印

柏原孫左衛門殿

近世京都商人の別家制度(一) (足立)

このように別家の跡目相続にも、本家の支配権は及んでいたのであり、跡目相続者が「万一心得違不埒之筋有之候ハバ早速右兵衛名御取上ヶ被成下候」「私身分之儀如何様御取斗被下候共其節違背仕間敷候」と本家の絶対的権限を認めている。なお、別家の後継者がなく絶家の恐れある場合、その血縁者の中より跡目を相続せしめ、別家の存続を図る権限も本家にあった。即ち、別家に対し、その存廃与奪の権限が本家にあったのである。その例として、

## 差入申一札之事 (17)

一、伯父小泉屋四郎兵衛儀年來承高恩御蔭以都合能渡世相続仕来り候所不斗病氣仕候處其砌御一統様方格別御執成以為金百両也頂戴仕不存寄儀難有仕合奉存候乍去私方不都合旁以右金子追々御下ヶヲ御願是迄都合能相続仕候段全御蔭故と重々難有奉存候猶又後日相続之儀同人悴為次郎江承仰則四郎兵衛と改名仕候處是以不存寄病死仕残念千万ニ奉存候然ル所其砌私舍弟卯助儀同家江奉公仕居候折柄不恚成者御一統様格別御憐愍御執成ヲ以後日相続承四郎兵衛と改名被仰付候段誠ニ以世間ニ外聞旁難有冥加仕合奉存候、然所私不心得ニ而前書之通広太成金子乍戴右厚恩忘却仕無心ケ間敷義申立候段御店御一統様之御耳ニ達し不届成義と承御叱何共奉恐入候然ル上者ハ向後如何躰之義出来仕候共一切無心ケ間敷儀申間敷候若心得違ニ而不筋之義申立之義も有之候ハバ連印之者より急度申付御店様へ少しも御迷惑相掛け申間敷候為後日仍而如件

嘉永四年辛亥六月

柏屋 太兵衛殿

半右エ門殿

江州 中郡 山本村

小泉与兵衛

親類 岡村金兵衛 ㊞

親類 小泉長兵衛 ㊞

このように本家・別家間の関係は、その子孫に至るまで主従関係にあつたわけであり、別家相続の決定権まで

本家の支配下にあつた。

一方別家は本家に忠誠を尽すことをその本分としたのである。寛政五年（一七九三）三月、伴蘿蹊の著わした「主従心得書」<sup>(18)</sup>に「一、別家中は不絶出勤あり、それゞゝの役前を定めてつとめらるべきはもちろんにて、主人のよからぬは即ち別家中のよからぬなり、いさむべきことは身をわすれて遠慮なくいさめ、家法を正さるべし」と、別家の主家に対して忠誠を尽すべきが、その本分であり、義務であることを強調しておる。更に、別家は「武家の如く定禄がなければ、我が世帯の事をせねばならぬはもちろんのことなれども、其の世帯も、もと主人よりわけてもらひしものなれば、畢竟武家の手に禄を賜るも同じ道理なり、又眼前主人の家が繁昌正しく治れば、吾不如意の事ありても主人よりたすけらるゝは定りたることなり、能心を用ひてつとめらるべし。」と本・別家が武家の主従関係と同じ道理であること述べ、盛衰を共にする一身同体的ものであるから「能心を用ひてつとめらるべし」と、別家の本家に対する心得を諄諄と説いている。「商家見聞集」<sup>(19)</sup>にも「別家は本家の枝なれば、そのもとを大切に致すべき事天理なるゆえ、勿論いふに及ばざる事なり、木枯れんとする時は枝をはらひ捨て、本木を助くる事自然の理なり、……それも本家の主実体なれども、自然の不仕合なるときは、金銀ばかりの事にあらず外々の世話も致し、商売出精方僕約締り方をよくよく世話いたす事なるべし、若また本家の主人鈍き生質にて、分限の支配出来かねるならば別家中より一人入込みて後見すべし……但し主人に少々の不了簡あるとも、

別家は随分実意を尽すべし、孔子曰く、君は君たらずとも、臣もって臣たらずは有るべからずといへり、かやうの臣は天道の御憐みをかうぶり冥加に叶ふと知るべし云々」と述べているが、当時の京都における商家の別家の本家に対する忠誠はかくあるべきであると意識されていたのである。

- (1) 大阪大学「経済学」第二巻第二号 宮本又次「商家の別家について」六六頁
- (2) 通俗経済文庫卷十「我身のため」卷三、一三八頁—一三九頁
- (3) 柏原家文書、天保五年甲午三月、「僕約」江戸出火に付
- (4) 千吉家所蔵文書「永代置証文事一札」
- (5) 同 前「一札」
- (6) 桜井庄太郎著「日本封建社会意識論」二二九頁
- (7) 商家見聞集（通俗経済文庫 卷三 二五—三一頁）
- (8) 我身のための卷三（通俗経済文庫 卷十 一四一一四二頁）
- (9)(10) 千吉家所蔵文書
- (11) 海保青陵、稽古談（近世社会経済学説大系、海保青陵集による）
- (12) 通俗経済文庫 卷三 商家見聞集「別家之事」三六—三七頁
- (13)(14) 千吉家所蔵文書
- (15)(16)(17) 柏原家所蔵文書
- (18) 「主従心得書」伴蒿蹊の著にして、商人たる主人及び使用人の心得について懇論す。著者は近江国八幡の富家に生れ、京都に出て師につき学問し遂に一家をなす。京都大仏の辺に住し、著作に従事しつつ優遊世を送り、柏原家とも親交あり。
- (19) 「商家見聞集」前掲同書 三七—三八頁

## (二) 本家第一主義

前述した如く「別家は本家の枝なれば、そのもとを大切に致すべき事天理なるゆえ、勿論いふに及ばざる事な

り、木枯れんとする時は枝をはらひ捨て、本木を助くる事自然の理なり云々」<sup>(1)</sup>と当時の別家に対する意識は本家第一主義をもつて徹していたのである。

京阪における商業界の出来事を記述した、江島其磧著「渡世商軍談」卷の一にも「君は船也臣は水也、水よく船を載、水亦船を覆の古語、人主國君をはじめ奉り、それより下つかたことざら商人の手代、旦那を長者にするも長者を貧者にするも皆是手代の仕業ぞかし」と、述べ、手代が主家の盛衰を左右するものであると教えていいるが、本・別家の関係はあくまでも本家あつての別家の存在が認められ、別家の価値が認められていたのである。したがつて別家の経済生活も、別家の対社会的信用の厚薄も本家の家業の盛衰如何にかかっていた。それだけに、その一門一統が本家の繁栄と永遠性を希求したのは当然であった。その趣旨にもとづいて千吉家の場合は、同商売の営業を別家に許さなかつたのである。即ち安政六年二月「永代置証文事一札」<sup>(3)</sup>において次の如く規定し、堅く、同業、同商売を禁じて、本家の存続第一主義をとっている。

「永代置証文事一札」

- 一、私儀此度別家被付候而元手銀并ニ暖簾被下置、難有受納仕候。依之条々被仰聞候御請奉申上候
- 一、本家御商壳筋法衣地直売買之義者勿論、似寄之商売とても急度致間敷候事
- 一、本家より御取引有之候西陣法衣地織元之衆中に一切取引仕間敷候事
- 一、本家之御得意方に立入売買之御邪魔相成候儀ハ一切仕間敷候事
- 一、本家用事向御聞候節ハ何時ニ而も私用相止メ参上仕相勤可申候事

(以下略)

とあり、あくまでも本家の家業存続と繁栄が最優先したのである。ここに本家第一主義で本家の別家に対する絶対的優位性と別家の従属性を見ることが出来るのである。同時に別家たちは安定した経済力と信用力に支えられた本家に依存することによって子々孫々に至るまでその生活が保証されたのであった。

柏原家でも天保五年甲午三月、江戸の大火で「不存寄大変引続三度之出火 剥塗物御店紙御店並ニ御抱屋敷五ヶ所別宅中拾毫軒類焼不輕大騒動大難渋絶言語候取訳秋已来より米穀大高百五十目位ニ相成其外野菜物ニ至迄高値ニ付東西共取メ諸事僨約三ヶ年之間為帰服急度相慎可候事」<sup>(4)</sup>の「僨約」令の中で、「一、東西別宅中御利足並ニ役料在勤之者給銀利盛等諸事半減ニ御願申上候得共此儀江戸表江相談之上御願奉申上候事」とあり、別宅中が揃つて本家に預けた積立金の利息、給銀等を二分の一に減じようとしており、更に「一、御三公様ニハ格別、家内之処朝晩粥之事、昼菜格日に可致事、尤菜日ニ汁無用」、「一、平日家内禁酒同様ニ可致事」と、朝晩粥を啜つて本家の非常事態突破に協力しているのである。京都商人のいわゆる「京の朝粥」式な粗衣粗食でもって本家の家連の挽回に努力しているのである。すなわち「一、別宅中之儀者申合急度相慎僨約専ニ可致候事」、「一、台所僨約札之事、「三ヶ年諸事僨約」右之通別宅中江茂一枚宛相渡可申事」と別宅中の一致協力を申合せ、僨約札を作つて別宅中の台所にかかげ、諸事僨約を励行し、「右ヶ条之趣京都店江戸三店出勤之面々並ニ別宅中三ヶ年之間御僨約中諸事大切に相慎心得違無之様相互ニ氣を付僨約第一ニ相守可申事」とし、本家の家業の維持に努力し、本家を中心にして、本家第一主義で本家の家業承継の一大危機に対処しているのである。

(1) 通俗經濟文庫卷三「商家見聞集」卷上 三七頁

(2) 通俗經濟文庫卷五「渡世商軍談」卷一 二貢

(3) 千吉家所蔵文書  
(4) 柏原家所蔵文書

## 六 本家に対する別家の権限

### (一) 家業相続における権限

近世封建制下の家は、戸主権、家督相続、家名、家産、長子相続等の諸要素を含む累代的世襲制の換言すれば祖孫一体的な家族集団であった。しかして、その家を成立せしめ、存続を可能ならしめた経済的因素は、今までもなく「家業」であった。そして家業の成立は徳川幕藩体制の成立とともに士農工商の近世的身分制度が確立されて、中世の商人の活動にみられたような自由な発展が抑えられるに至り、工商の間に特定の業種にその職業を固定するに至り、いわゆる家業といわれるべきものが成立して來たのである。しかも封建的な家と、この特定の業種（稼業）が密接に結びつき、世代を超えて結合することとなつた。したがつて家業という意識の中には、まづ、父祖代々世襲的に當んで來た職業であり、家つきの職業であるといった意識と、さらに家産が家の維持と発展のために必要な基礎的財産だとすれば、そうした家産を維持し、あるいは拡大さす基礎をなすものが家業であるといった意識が存在している。この意味で大槻文彦著「大言海」で、(一)家ノ本分ノ生業ノ職業。(二)転ジテ、稼業ナド書キテ、<sup>スギハセ</sup>生計ヲカセグコト。渡世。と解釈しているのは当を得ている。したがつて家業は常に祖先伝來の職業であり、家の主人は父祖仕来りの業を継承してこれを子孫に伝える義務を負うてゐるのである。古人も家業についていろいろと述べている。

例えば室鳩巢「別して大事大切にせねばならぬは、御銘々の家業ぢや。此家業は、みな是其家々の、御先祖さまや、大父様、親御の代から、仕上りの家業でござります。……千辛万苦して、この家業のもとゐを御立てなされたのぢや。その子孫として己が勝手気隨にまかせて、此仕事は引あはぬの、畑仕事はさらひぢやの、こんな小商ひしては、渡世なる物歟などと、とかく余所へ、目がついて仕来りの家業がいやになります……ヨウおもうて御らうじませ、引あはぬ商売でも埒あかぬ細工でも、見事先祖代々、世渡りが出来てきたのぢや。それが今更渡世にならぬといふは、皆これ、家業に精が出ぬのでござります、是を怠ると申します。此の怠りの起る所は身の分限を弁へませぬによつてじや。云々」と「続々鳩翁道話」<sup>(1)</sup>で説き、家業は先祖からの仕来りであつて、且つ先祖は千辛万苦して家業の基をたてたのであり、子孫が家業を怠るのは身の分限を弁えぬからであると教えてい。西川求林斎はその著「町人囊」で「……家財は先祖より子孫栄久のため貯へ置れし物なれば、我一分の栄花に費し失ふは大なる罪人なり、おのれまたふして又我子に譲りあつたるは先祖よりの預り物を又先祖にかへす道理あり、是孝行の第一なり。……」<sup>(2)</sup>と述べ、家業は子孫長久のため先祖伝來の遺産であり、家の主人たるもののは、この父祖仕来りの遺産たる家業を継承してこれを子孫に伝える義務を負ふてゐることを強調してゐる。

このように家業は先祖からの仕来りであり、先祖が精々辛苦して興した職業であるから子孫たるものは、大切にこれを受け継いで子孫に伝えなければならない。それ故、家業を第一にせよ、家業を怠る勿れと言つた訓戒が、近世封建社会に入つて書かれた隨筆、家訓、小説等には数多く見受けられるところである。したがつて又、商家の実生活や相続の事実においても「家業の存続と繁榮のために」にといったことが最優先したのである。大切なことは相替らず、同じ商売を代々「家」として続けることであつて、この意識の本における商家の営業主

は主人という一個人ではなく、代々永くうけつがれて行く祖孫一体的な家であった。主人はその人一代きりで交替して行くが、家といふものは、その一統の統いている限り主人が何代替っても不変と意識され、又そう考えたのである。そしてその商家即ち家が存続するための家業を中心て夫婦親子、奉公人等が力を合わせてこれを承継して来たのが商家の実際の姿であった。したがつてそのように代々相替らずうけついて来た家の存続の基盤となる家業を変更することは「身の分限を弁へ」<sup>(3)</sup> ず「鳥鵄の真似をして水を呑む」<sup>(4)</sup> のたぐいであり、祖先の意志をふみにじり、又家の構造そのものを土台からゆり動かすことになり、家の永続性を危殆に陥し入れ、家名に傷つけることとして最も恐れられたのである。家は子孫にとって先祖から与えられた動かすことの出来ない生活の場所であり、したがつて子孫はこれを与えて下さった先祖の御恩に感謝して、それを永く受け継いでいくことが子孫の最大の義務あり、そこに商人の生甲斐を感じていたのが近世商人の意識であつた。したがつて家のため、家業のためといった意識の前には、相続の自由、婚姻の自由、人権の尊重等といった意識は毛頭もなく、主人と雖も、家業相続に不適当な人物と烙印された場合には、相続の地位から追放された例が数多く見受けられる。しかもこのようないふな場合に別家が本家の家業相続に干与し、重要な役割を果したのである。

千吉家の場合は、「家定」<sup>(5)</sup> の第三条に、

「諸事老分手代並ニ当役支配人相談之上相定メ候儀支配人より申出候儀ハ主人始家内不残違背有間敷事。」  
とあり、更に文化三年の家法に関する「一札」<sup>(6)</sup> に

「一、一卷家法之儀先代より調印在之候處ニ代印形無之此度相改調印急度相守可申候若心得違之儀在之候者別家並に在勤手代中より無遠慮心付頼入候其上不相用候儀御座候ハバ相談之上如何共ニ取計ひ可被成候急度背申問

敷候云々」と規定されており、「主人始家内不残」老分手代並当役支配人より相談して決定した諸事は違背するこ  
とが出来ず、「若心得違之儀者別家並に在勤手代中より無遠慮心付頗入候其上不相用候儀御座候ハバ相談之上如何  
共に取計ひ可被成候」と、主人といえども自由奔放な振舞は許されず、主人不行跡の場合は別家及び在勤の手代  
が遠慮なく忠告を加え、それでも聞かない場合には、どのような処置をとってもよいとしており、主人さえも追  
放することの出来る権限が、別家の手に与えられていた。すなわち「手代共申合意見を加へ可申候其茂不相用致  
我儘家不相続之品ニ相見ヘ候ハバ一家並別家中両見世手代打寄相談之上為隠居名後見立家督譲り替可申候」<sup>(7)</sup>とあ  
り、家業相続にふさわしくない主人は別家中の手によって隠居させてしまい、適當な後継者を見付て家督を譲り  
替えるようにし、幾久數家業が永続継承されるように規定し、主人よりも家、家業が優先し、主人の独裁権は認  
めらず、「右之通家定可相心得候、万事商売筋之儀者別家支配人手代中打寄相談之上可相定偏家業大切ニいたし  
永く相続あるべき者也」<sup>(8)</sup>と、別家の権限を「家定」の中で確認し、主人の專横、独断を拒否し、本家家業の永続  
を図っているのである。

このことは柏原家においても全く同様であつて、寛政四歳子八月の「乍憚以書付奉申上候」<sup>(9)</sup>において次の如き  
相続人追放が別家支配の禁言を用いないため「無程御家督御譲り可被遊處（中略）御身持甚不宜敷」と、相続の  
地位から追放されている例が見受けるのである。すなわち

「一、正覚様御実子不被為在、源藏様御養君之思召ニ而御幼年より御貰受被遊御実子之」とく日夜御寵愛不淺  
段々御成長被遊一入御染み被思召無程御家督御譲り可被遊處（中略）御身持甚不宜敷……其節別宅支配人共御内  
々數度御禁奉申上候得共其一切無御聞入依之正覚様以外御腹立被遊思召ニ不被遊御叶終ニ御不縁ニ被為成候」

とあり、不出来の人物はたとえ相続の地位にあったとしても、家業優先の立場から、別家の手によって追放されたのである。

なお、柏原家では遺言の形式でもって、家業相続の諸条件を規定し、別宅中、ならびにその時の支配人に家業相続者の決定を委嘱することが窺えるのである。

永々申残候証拠文之事<sup>(10)</sup>

一、当家元祖浅真様二代目善忠様三代目助給様四代目光忠様五代目正覚様次ニ當時我等迄六代、今年迄凡百武十ヶ歳相続致來偏ニ神仏之御加護且御先祖より仕似宣敷故と難有儀ニ奉存候

一、元祖浅真様御代々御遺言に京都江戸両店に幼少より取仕店支配役迄相勤首尾能別家為致候者共並ニ在勤之者共者私子茂同前ニ候依之家相続之儀又ハ商売筋其外万事京都江戸両店支配人並ニ別家之者打寄家督相続之儀ハ勿論其外何事ニ不寄相任諸相談被ニ相極メ一候儀御先祖より之古例ニ候代々之古例相用候ニ付無難ニ相続致來候然上者子々孫々ニ至迄家督相讓り候節実子養子ニ不限代々之遺言為申聞得心之上ハ家督相讓可申候若亦病死致一子無之候節ハ諸親類ニ不構御遺言之通京都江戸両店支配人並ニ別家中及相談何方より茂見立養子可致候其節右御遺言相背申間敷為一札相認メ京都江戸両店へ考通宛取置支配人順当ニ預リ可申候 末々万法外成儀茂出来其節両店支配人別家之者共再三之意見為申聞候共不相用候ハバ是全御先祖代々之御遺言に相背也然ハ無是非候問其節ハ両店何連茂相談之上取斗可致候其節違乱為レ無レ之書残シ置万事何連江茂相任置候間永々店繁昌致候様取斗可致候第一申残シ候者

(中 略)

一、御先祖代々相定被置候之定法急度相守忠勤專可致候末々之友支配人並別家致候者共江右遺言順々ニ為申聞承知印形取可申候為後日証拠文如件

六代目 柏原孫左衛門

印

盛 富 花押

天明三年癸三月

京都店支配人

治郎兵衛殿

金兵衛殿

山田屋 勘兵衛殿

内紀屋 藤助殿

近江屋 忠兵衛殿

近江屋 作兵衛殿

とあり、六代百二十余年の永きに亘つて相続して來ることが出来たのは、神仏の加護と仕似世がよかつたためであること述べ、京都、江戸両店の別家並に在勤之者共は自分の子供も同前であるから「相続之儀……其外万事京都江戸両店之支配人並ニ別家之者打寄、家督相続之儀ハ勿論其外何事ニ不寄相任諸相談被相極メ」候儀御先祖より之古例ニ候」と、家業相続は勿論、その外万事、京都、江戸の支配人ならびに別家中の相談によつて決定すること、及び家督の相続も同様の処置によること。更にこのような方法による家業ならびに家督の相続方法こそ、

無難に百二十余年に亘つて、家業が承継されて來た所以である。それ故今後「子々孫々ニ至迄家督相讓リ候節実子養子ニ不限代々之遺言為申聞得心之上ハ家督相讓可申候」と、家督相続の条件を決め、これを別家に依頼し、相続者としての条件を満して後、家督の承継が實際に行われるようにしている。しかも、家の跡目後継者がない時は「諸親類ニ不構」、何方からでもよいから養子を探し求め、相談の上、支配人、別家中で跡目を相続させること、又、将来、相続者即ち、主人が不品行で無法な行動に出た場合は「別家之者共再三意見為申聞」、それでも聞入れない場合は、「御先祖代々之御遺言に相背く」わけであるから、両店で相談し、然る可き処置を取るよう取り計り、永久に店が繁昌するようにして貰いたい。これ等の処置は「家之定法」であり、「定法相守忠勤」専一にすること、なお、将来に亘つて支配人並に別家する者へも順々に申聞せ伝承して、以上の遺言の処置に背反せぬようにして貰い、京都、江戸の両店支配人並に別家中に将来の家運を一任している。この一任の遺言に対し、京都、江戸両店支配人及び別家中は「御証拠文御請書」を、六代目柏原孫左衛（当主）宛に提出している。

御証拠文御請書（京都店の場合）<sup>(1)</sup>

御別書被仰渡候御遺言慥ニ奉承知候然ル上者何事に不寄万事京都江戸支配人並ニ別家之者示合双方対談仕永久御相続出事候様大切相守可申候是より順々之支配人並別家仕候者共江御遺言条々申渡何茂大切ニ相守候様為申聞則承知印形取置為相背申間敷候為連印仕置候 以上

天明三癸卯三月

京都店支配人 治郎兵衛 印  
京都店別家 山田屋 勘兵衛 印  
内紀屋 藤 助 印

近江屋 忠兵衛 印  
近江屋 作兵衛 印

元祖浅真様より六代目

柏原孫左衛門様

御証拠文御請書<sup>(12)</sup>

「一、御別書被仰渡候御遺言（以下同前文）」

天明三年癸卯三月

江戸店支配人 政兵衛 印  
江戸店別家 伊勢屋 市郎兵衛 印  
同 伊勢屋 庄兵衛 印  
同 能登屋 庄 八 印  
同 山城屋 伊兵衛 印  
同 秋田屋 治兵衛 印  
同 大森 弥 助 印

元祖浅真様より六代目

柏原孫左衛門様

このような御請書を主人孫左衛門（第六代目）に差し出し、京都、江戸両店支配人並に別家の者が打ち合せ相

談をよくして、「永久御相続」が出来るよう遺言を大切に守り、かつ将来にも相伝えて間違わぬように致しますと、誓約しているのである。

しかして、この遺言によつて、別家が、家業相続、家督相続にあたつて、その附与された権限を實際に行使した寒例が七代目孫左衛門の相続にあたつて見受けられる。

御先祖様江　御請書　七代目柏原孫左衛門様御認

一札之事<sup>(13)</sup>

一、今般我等柏原孫左衛門と改名家督致相続申候然ル上者御先祖様御代々より被申残候条目並ニ御証拠文之条承知急度大切ニ相守可申候自然法外成儀無是様何連共相談可致候、其節及異議申間敷候為後日仍而入置一札如件

天明四年甲辰正月

七代目 柏原孫左衛門

京都支配人	金兵衛殿
利兵衛殿	
内紀屋	六右衛門殿
近江屋	忠兵衛殿
近江屋	作兵衛殿
木村治兵衛殿	

すなわち、家督相続を七代目、柏原孫左衛門が行うにあたつて、「御先祖様御代々より被申残候条目並ニ御証

拠文之条々承知急度大切に相守可申候」と相続者たる主人が別家宛に誓約書を差入れ、別家に相続決定を認めて貰つております。支配人並び別家の手に家督相続の決定権があることを相続者、即ち、主人自ら認めているのである。しかも、若し、今後、主人が法外なる行為に出で、相続者には不適格なりと認められた場合には、支配人並び別宅の手によつて、これを隠居せたり、或は追放してしまつたりすることの出来る「家法」の存在と、その相続者決定権が支配人並に別家の手中にあつたことを承認しているのである。これ等のことをあわせ考へる時、近世における京都における豪商の家督相続の実態が窺知出来るのであり、家・家業の永続のためには主人の独裁権もなければ、自由も認められなかつたのである。主人よりも家業を優先せしめ、人よりも家、主人よりも店を尊重する意識が、このような「家法」や「遺言」並びに、支配人並に別家宛の「一札之事」となつて表現され、当時の封建制における商家の一般的慣習となつていたと考えられるのである。

さて、前述のように、支配人並びに別家宛に相続者たる主人の誓約の「一札」が入れられると、次には、支配人及び別宅は相続者たるべき主人宛に次の如き「一札」を差出したのである。

### 一札の事<sup>(14)</sup>（京都店）

御先祖様御代々より御遺言御証拠文之御趣御承知被為則我等共江御請御一札御認メ被下置慥ニ奉承知候然ル上ハ何事ニ不寄万事京都店江戸店支配人並ニ別家之者示合双方対談仕永久御相続出来仕候様大切ニ相守可申候是より順々之支配人並ニ別家仕候者共江御遺言之条々申渡シ何連茂大切ニ相守候様為申聞則承知印形取置為相背申間敷候為其為連印仍而如件

天明四年甲辰正月

「同文」

七代目 柏屋孫左衛門様

一札の事<sup>(15)</sup>(江戸店)

京都支配人	金兵衛	印
同	利兵衛	印
内紀屋	六右エ門	印
近江屋	忠兵衛	印
治兵衛	印	印
以下十一名連	印	印
江戸支配人	政兵衛	印
同	新七	印
伊勢屋	市郎兵衛	印
伊勢屋	庄兵衛	印
能登屋	八	印
山城屋	伊兵衛	印
秋田屋	治兵衛	印
奈良屋	弥助	印

七代目 柏原孫左衛門様

このように、江戸店、京都店の両店支配人並びに別家が連印でもつて「御先祖様御代々より御遺言御証拠文之御趣ヲ御承知」され、「我等江御請御一札御認」めになつて差下されたので、孫左衛門様の家督相続を行うことを認め、自分達も本家の主人として承認し、相互によく相談して「永久御相続出来仕候大切に相守可申候云々」と、新しき主人の相続承認の「一札」を主人宛に提出しているのである。柏原家では、其の後、すなわち、第八代目、柏原孫左衛門も、これらの交換文書と全く同一の「一札」を文政六年二月に交換しており、特にこれより三年前の文政三年には、七代目孫左衛門は八代目孫左衛門の家督相続の繼承に対し「死後申置一札の事」において次の如く述べている。

死後申置一札之事<sup>(16)</sup>

一、当家之儀御先祖様御領光を以拙者儀も無難ニ致相続來リ候条全以御神仏様御加護と難有奉存候東西店ニ出勤一統並ニ別宅中何れも申合せ商賈何卒被出精弥永久相続有之様宜敷頼入候……万々一拙者及死後家督相続之儀一統相談有之候ハバ悴弥三郎江御代々御申置之趣東西別宅老分中、立会之上得と申聞セ本人は勿論東西支配人並ニ別宅中一統承知之上致相続様頼入候、尤家督譲渡シ候後末々我儘法外之事有之候節ハ得と意見ヲ加ヘ其上ニ而も不聞入不埒等候ハバ諸親類中ニ差構等無之間此遺言書ヲ以御町内年寄様相頼御先祖様よ里被伝置候通家名取上ケ何連から成共見立候上ニ而永久家名相続有之様頼入候為後証之遺言依而如件

文政三庚申辰五月

京都

七代目 孫左衛門 ㊞

後見勤番 清右衛門殿

江戸

後見勤番 伊右衛門殿

本文之趣兼而承知仕罷在候、得申置之通万々一弥三郎儀了簡違仕貴殿東西御店並ニ別宅老分中より被申入候儀等も不相用ひ御家風相背不埒等有之ニおいては同人儀手前方へ引取早速家名等も為致返還 御遺言之趣聊違變為致間敷候及其節ニ外より違乱妨申者有之候我等方より罷出急度埒明御心勞相懸申間敷候為後証之奥書依而如件

文政三年庚辰五月

柏屋孫左衛門様

那波九郎左衛門 (印)

すなわち、「弥永久相続有之様宜敷頼入候」「万々一拙者死後家督相続之義一統相談有之候ハバ悴弥三郎江御代々御申置之趣東西別宅老分中立会之得と申聞セ本人ハ勿論東西支配人並別宅中一統承知之上致相続様頼入候」と七代目孫左衛門は更に八代目孫左衛門（悴弥三郎）に、家業並びに家督の相続を行うに際して、その決定の諾否を、すなわち相続者とするか否かの承認権を、京都、江戸両店別家に与えており、更には、「家督譲渡し候後」も「末々我儘法外之事有レ之」る場合には懇々と説得し、禁言して「其上ニ而モ不聞入不埒等有之」る時は諸親類中に相談をかけて、処置する必要はない。遺言書を持つて町内の年寄へ頼み、御先祖からの伝え置かれている通り、八代目孫左衛門の家名を取上げ、相続者、すなわち主人の地位から追放すること。そしてその跡目は何処からでもよい、跡目相続に適當と思われる人物を探し求めて「永久家名相続」をはかるれるようになると、両店支配人

並びに別家中に「頼入候」と、家業相続者の決定及び追放する権限を一任している。なお、この本文たる遺言の添書には、相続者（弥三郎）が了簡違いをして、先き述べた両店支配人並びに別宅老分中よりの禁言も用い、家風にそむき、不埒千万な行為に出た場合は、家名取上げ、遺言通り追放する処置を取り、御家店に御心労をかけないことを保証しますと、那波九郎左衛門の奥書があり、支配人・別家の本家相続に対する絶大な権限を認め更にこれに保証を与えているのである。

このような別家の本家相続に対する権限は、千吉家の場合も殆んど同様であったと思われるのは、次の「一札」によつても明らかである。

一札<sup>(17)</sup>

一、此度我等事名前人ニ相成家督相続之上諸事大切ニ相守可申候 何事も相談之上可取計候若我意ヶ間敷儀有之候ハ、如何様ニ申立られ候共其時一言之中分無御座相守可申為後日依如件

別家衆中

吉治郎印

このように、近世京都における商家の家業継承における内部構造が、家業の永続、家の永遠なる発展と相続といった意識によつて定められており、家及び家業の永続が、主人の自由、主人の意志よりも優先し、家及び家業の永続にとって不適格なりと別宅及び支配人によつて認定された場合は、主人といえどもその地位から追放されたのである。換言すれば近世都市における豪商の家業における永続と発展を支えていた内部機構には、かかるすぐれた別家組織の下における忠義な別家が存在し、家及び家業の相続に、その与えられた権限を別家が忠実に行

使し、義務を果した結果であるといつても過言ではないのである。

- (1) 続々鳩翁道話（鳩翁道話、岩波文庫本 一八一五頁）
- (2) 西川求林斎、町人養卷一（日本經濟大典本 三九四頁）
- (3)(4) 続々鳩翁道話（前掲同書）
- (5)(6)(7)(8) 千吉家所蔵文書
- (9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16) 柏原家所蔵文書
- (17) 千吉家所蔵文書